

令和8年度 栗国村国民健康保険収納対策緊急プラン

1. 滞納状況の解消

- (1) 資格の取得・喪失の届出の遅延者に対して、電話等で早期の手続きを勧奨することで、資格・賦課の適正化を図る。
- (2) 所得状況を勘案し経済的に負担の大きい世帯に対しては、分納誓約を交わし、短期被保険者証を交付する。
- (3) 滞納世帯の状況を調査し生活困窮世帯と思われる場合は、生活保護や障がい者年金等に該当する各制度への手続きを勧奨する。
- (4) 時効完了前の滞納者の納入勧奨を行うとともに、時効後法令に基づき適正に不納欠損処理を実施する。
- (5) 居住不明者については十分に調査を行い、住民基本台帳担当と連携し適切な対応をする。

2. 人員の増員等の取組について

- (1) 税徴収に関する研修会や講習会等に職員派遣を行い知識及び能力向上に努める。
- (2) 県の徴収強化月間（11月）や年度末の3月に各種税及び各種料金の担当部署と連携し、収納活動の強化を図る。

3. 徴収方法の改善等

- (1) 村広報誌や役場窓口及び戸別訪問の際に口座振替の推奨を図っていく。
- (2) 県の徴収強化月間（11、12月）に各種税及び各種料金の担当部署と連携し全体の収納強化につなげる。
- (3) 短期被保険者証の交付により、滞納者への納付指導をおこなう。また、納付指導に応じない者には要綱（栗国村国民健康保険被保険者資格証明書交付要綱）に基づいて被保険者資格証明書を交付する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険税の賦課・徴収については、国の示す基準に基づき速やかに対応する。

4. 滞納処分の実施について

- (1) 滞納者に対し訪問徴収を行い、納付を促すとともに、滞納者の財産・預貯金等の財産調査を行う。
- (2) 長期滞納者や分割納付不履行の者については、誓約書及び納税相談を行い各給付金や還付金などを滞納分へ充当する。
- (3) 各種税及び各種料金の担当部署と情報を共有し滞納処分を強化する。